

東京拘置所長による懲戒請求に抗議する意見書

2012年9月11日

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和紀



第1 意見の趣旨

弁護士が接見室内で写真撮影等を行ったことを理由に、東京拘置所長が東京弁護士会及び第二東京弁護士会に対し懲戒請求を行ったことについて、嚴重に抗議する。

第2 意見の理由

報道等によると、東京弁護士会に所属する弁護士1名と、第二東京弁護士会に所属する弁護士2名に対し、東京拘置所長名義で懲戒請求がなされた。そして、それら懲戒請求は、いずれも弁護士が同拘置所内の接見室内で写真撮影や録音等を行ったことを理由にするものである。

しかし、弁護士が、弁護人、弁護人となろうとする者もしくは付添人（以下「弁護人等」という。）として接見室内で写真撮影や録音等行うことは正当な弁護活動であり、またそれらの行為には秘密接見交通権の保障が及ぶ。それにもかかわらず、東京拘置所長が上記一連の懲戒請求を行ったことは、弁護権及び秘密交通権に対する理解を欠くものであり、明らかに不当である。

言うまでもなく、弁護人等には秘密接見交通権が保障されており（刑事訴訟法第39条1項）、これが憲法第34条及び第37条3項の弁護人依頼権に由来する重要な権利であることは、最高裁判所の判例でも繰り返し確認されてきたところである（最高裁昭和53年7月10日判決、最高裁平成3年5月10日判決、最高裁平成3年5月31日判決、最高裁平成11年3月24日判決等）。

そして、秘密接見交通権の保障は、単に接見室内における口頭での打ち合わせに限定して及ぶものでなく、これに付随する行為一般にも及ぶ。

この点について、いわゆる後藤国賠訴訟控訴審判決（大阪高等裁判所平成17年1月25日判決）は、次の通り判示する。

「被告人等と弁護人とが直接面会して被告事件等に関する口頭での打ち合わせを行うことと証拠書類等を見せるなど口頭での打ち合わせに付随する行為とは、実際の接見の場面でも密接不可分であるし、被告人の防御権行使の点、弁護人の弁護権の行使の点から規範的にみても密接不可分のものとすべきである以上、刑訴法39条1項の『接見』とは、口頭での打合せに限られるものではなく、口頭での打合せに付随する証拠書類等の提示をも含む打合せと解すべきである。」

上記判決が適切に判示する通り、刑事訴訟法第39条1項の秘密接見交通権の保障とは、単に口頭での打合せに限定されず、それに付随する行為にも及ぶ。そして、弁護人等が接見内容を記録化する行為も、当然この「口頭での打合せに付随する行為」に含まれる。

例えば、接見時に被疑者が発言した内容をメモに残すことによって記録化することは、広く一般に行われていることである。また、被疑者の身体に傷跡等が視認された場合、当該傷跡をデッサン化することによって記録化することも、何ら問題のない行為である。これらの記録化作業は、有効な弁護活動を行う上で必要不可欠な行為であり、「接見」という行為自体に当然に付随する行為である。したがって、これら接見内容を記録化する行為にも、「口頭での打合せに付随する行為」として、当然に秘密接見交通権の保障が及ぶ。

そして、写真撮影や録音等の行為も、メモの作成やデッサン化と本質的に異なるところはなく、接見内容を記録化する行為である。しかも、これらの方法は、例えば被疑者の発言内容をメモに残したり、あるいは被疑者の傷跡等をデッサン化することと異なり、科学的かつ客観的な記録化がなされる点に特徴がある。

仮に、後の刑事裁判で、過去の接見時における被疑者の供述内容・供述態度や、被疑者の傷跡の有無・性状等が争点となったとしても、録音や写真撮影等を行っておけば、それらの事項を科学的かつ客観的に立証することが出来る。このように、写真撮影や録音等の行為は、接見内容を科学的かつ客観的に記録化するものとして、非常に有用性が高い方法である。

それが故に、接見時に撮影された写真等が後の刑事公判で証拠請求され、実際に証拠として取り調べられた事例は沢山ある。つまり、裁判所も、接見室内で写真撮影等行われることを、何ら問題視していないのである。

このように、弁護士等が接見室内において写真撮影等を行う行為は、正当な弁護活動であり、秘密接見交通権の保障が及ぶ。それにもかかわらず、東京拘置所長が一連の懲戒請求を行ったことは、秘密接見交通権及び弁護権の重要性を無視するものである。

そして、これら一連の懲戒請求の重大な問題点は、単に懲戒請求を受けた弁護士個人に不利益を生じさせるにとどまらず、正当な弁護活動を行おうとする弁護士一般に対し、広く萎縮効果を生じさせる点にある。仮にこのような懲戒請求が日常化すれば、たとえ接見室内で写真撮影等を行う必要があったとしても、そのことが拘置所側に露見すれば懲戒請求を受けることとなる。そうなれば、写真撮影等が正当な弁護活動であるにもかかわらず、弁護士が萎縮してそれら正当な弁護活動を行わなくなる事態が懸念される。

以上の通り、東京拘置所長による一連の懲戒請求は、実際に懲戒請求を受けた弁護士との関係で不当であるにとどまらず、広く正当な弁護活動に対する重大な萎縮効果を招くおそれがあるという点でも不当である。

よって、当会は、東京拘置所長により一連の懲戒請求がなされたことに対し、厳重に抗議する。

以上